

(請求人) 様

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つ	よし
同	小	林	史	郎
同	大	橋	正	明

### 名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 8年 1月30日に提出された 7監管第 114号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

#### 1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

#### 2 理 由

本請求は、総務局がコンプライアンス・アドバイザー委託契約の受託者（以下「受託者」という。）に支払った委託料のうち、令和 5年 2月 8日及び同年 3月 8日に行われた請求人に関する相談に係る委託料22,000円（以下「本件委託料」という。）の支出について、以下のとおり主張し、返還を求めるものである。

- (1) 令和 5年 3月20日付の「要望等に係る確認通知書」に関し、同年 3月24日に請求人が受託者に相談を行ったにもかかわらず、受託者が健康福祉局障害企画課に是正措置の要請を行わなかったことは、コンプライアンス・アドバイザー委託契約書第 1条 (4)「不利益取扱いの相談を受けた場合における、不利益取扱いを行う者等に対する是正措置等の要請」に違反する。
- (2) 受託者は、契約違反の場合にお金をもらうべきではなく、また、令和 5年 3月24日に請求人が受託者に行った相談によって、同年 2月 8日及び同年 3月 8日に名古屋市が受託者に行った請求人に関する相談へのアドバイスが間違っていることに気が付いたはずであるにもかかわらず、本件委託料をもらっている。

(3) 受託者が、令和 5年 3月24日に請求人が受託者に行った相談後に迅速に行動し、真相究明をしていれば、「要望等に係る確認通知書」の内容の訂正及び市公式ウェブサイトへの公表の取りやめ等が可能であったにもかかわらず、現在に至るまで何もしておらず、現在も名古屋市と契約をしてお金をもらっている。また、障害企画課への伝達をしないだけでなく、総務局にも相談や報告をしていない。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、令和 5年 2月 8日及び同年 3月 8日に行われた請求人に関する相談に係る委託料の支出を財務会計行為等として請求の対象としているところ、(1)から(3)までの主張はいずれも、当該相談が行われた後の請求人に関する受託者の対応について私見を述べているに過ぎず、請求の対象としている財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)